

令和6年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会

日時：令和6年10月23日(水)午後1時30分～
場所：名古屋市公館 レセプションホール ほか

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 委員の紹介

4 議題

(1) 会長及び副会長の互選について

(2) 部会の構成等について

(3) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画
令和5年度における実施状況」について

(4) 「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の令和5年度実績に基づく点検・評価結
果について

(5) 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029 名古屋市子どもに関する総合計画
(案)」について

(6) 「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画 (案)」について

5 報告事項

(1) 教育・保育部会の開催状況について

(2) 「児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止に関する取組の状況等に関す
る報告書 (令和6年度版)」について

(3) 「名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書」について

(4) 放課後児童クラブの利用状況について

6 その他

7 閉会

※全体での会議閉会后、グループに分かれていただき、わくわくプラン 2024 の実施状
況に関する意見交換を16時00分までの予定で実施します。

意見交換用の資料は、この資料とは別途、フラットファイルに綴じた資料を机上配
付しておりますので、お忘れなくお持ちください。

令和6年10月23日
資料1

<議題1>

会長及び副会長の互選について

なごや子ども・子育て支援協議会について

1 位置づけ

なごや子どもの権利条例（以下「条例」という。）第23条に基づく市長の附属機関

2 審議事項

- (1) 市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。（条例第24条第1項）
- (2) 子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し意見を述べる。（条例第24条第2項）
- (3) 子どもに関する総合的な計画の策定・変更の際にあらかじめ意見を述べる。（条例第20条第2項、第5項）
- (4) 子どもに関する総合的な計画の実施状況等について意見を述べる。（条例第21条第2項）

3 委員数及び定足数

委員数 35人以内（条例第25条第1項）〈令和6年9月1日現在の委員は34人〉

定足数 委員の半数以上（なごや子ども・子育て支援協議会規則（以下「規則」という。）第3条第2項）

4 任期

2年。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間（条例第26条第1項）

5 会長・副会長

委員の互選による。（規則第2条第2項）

6 部会

委員の一部をもって部会を置くことができる。（条例第27条第1項）

部会の委員及び部会長は会長が指名する。（規則第4条第2項及び第3項）

現在設置している部会

- 子ども・若者支援部会
- 教育・保育部会
- 教育・保育施設等における重大事故検証部会
（検証を要する重大事故が発生した都度、組織）

令和6年10月23日
資料2

<議題2>

部会の構成等について

なごや子ども・子育て支援協議会 常設部会

子ども・若者支援部会

【付議事項】

- ・名古屋市子ども・若者支援地域協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）が、連携して行う支援の内容に関する事項に係る協議
- ・構成機関が行う支援を効果的かつ円滑に実施するために必要な事項に係る協議

【委員構成】

臨時委員を含め 17 名

教育・保育部会

【付議事項】

- ・幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議に関すること。
- ・支給認定教育・保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること。
- ・その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること。

【委員構成】

臨時委員を含め 8 名

教育・保育施設等における重大事故検証部会

【付議事項】

- ・教育・保育施設等における重大事故の事実関係の把握に関すること。
- ・教育・保育施設等における重大事故の発生原因の分析等に関すること。

【委員構成】

検証を要する重大事故が発生した都度、委員 10 名以内で組織

子ども・若者支援部会 部会員名簿（事務局案）

氏名	よみがな	所属団体等
金武 和弘	かねたけ かずひろ	なごや若者サポートステーション
鬼頭 菊恵	きとう きくえ	名古屋市社会的養育施設協議会
久世 康浩	くぜ やすひろ	愛知県経営者協会
※ 笹口 真	ささぐち まこと	名古屋市立小中学校長会
※ 白井 元規	しらい げんき	愛知臨床心理士会
谷口 由希子	たにぐち ゆきこ	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
※ 内木 泰志	ないき やすし	名古屋市立高等学校長会
※ 中島 正尊	なかしま まさたか	愛知県労働局就業促進課
日下 照方	ひのした しょうほう	愛知県私学協会名古屋支部
◎ 平石 賢二	ひらいし けんじ	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
藤井 一夫	ふじい かずお	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
※ 古江 俊博	ふるえ としひろ	厚生労働省愛知労働局職業安定課
※ 星野 智生	ほしの のりたか	一般社団法人愛知PFS協会
※ 堀端 静夫	ほりばた しずお	名古屋法務局人権擁護部人権擁護専門官
水越 昭雄	みずこし あきお	愛知県中小企業団体中央会
村松 千里	むらまつ ちさと	名古屋市民生委員児童委員連盟
弓場 光寿	ゆみば みつひさ	愛知県警察本部生活安全部少年課

◎：部会長 ※：臨時委員

教育・保育部会 部会員名簿（事務局案）

氏名	よみがな	所属団体等	
◎ 上田 敏丈	うえだ はるとも	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	新
※ 小野田 誓	おのだ ちかい	公認会計士小野田誓事務所	
※ 齊藤 公彦	さいとう きみひこ	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会	
※ 竹内 洋江	たけうち ひろえ	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター	
※ 橋本 洋治	こんどう まさはる	日本福祉大学経済学部	新
藤岡 省吾	ふじおか しょうご	公益社団法人名古屋民間保育園連盟	
水野 孝一	みずの こういち	名古屋市教育委員会	新
山谷 奈津子	やまたに なつこ	愛知県弁護士会	

◎：部会長 ※：臨時委員

令和6年10月23日
資料3

<議題3>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024
名古屋市子どもに関する総合計画 令和5年度
における実施状況」について

なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画
令和5年度における実施状況（概要）

1 趣旨

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」に掲載している事業の令和5年度の実施状況を市民に公表し、意見等を募集します。

2 個別事業の進行状況の自己評価

個別事業の実施状況欄別に、令和5年度の実績が、事業の方向性やこれまでの状況を踏まえてどのように進んでいるかを、5種類の区分で自己評価しています。評価の区分、基準、該当事業数は下表のとおりです。

区分	基準	該当事業数
☆☆☆	順調に事業が進んでいる	311
☆☆	順調に事業が進んでいるが、今後の事業実施にあたり、具体的な課題や改善点がある	2
☆	課題や改善点があり、事業が順調に進んでいない	0
目標達成	計画目標を達成した	2
見直し	統廃合などにより事業を見直した	2
計		317

※複数の「施策」に重複掲載している事業、1つの事業名で複数の進行状況を管理している事業は、それぞれ上記該当事業数に重複して計上しています。

3 今後のスケジュール

- 9月30日 記者クラブ資料提供、市公式ウェブサイトにて公表
- 10月3日 市民情報センター、各区情報コーナーにて配布開始
(令和6年11月29日(金曜日)まで市民意見募集)
- 10月23日 なごや子ども・子育て支援協議会にて意見聴取

令和6年10月23日
資料4

<議題4>

「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」の
令和5年度実績に基づく点検・評価結果に
ついて

名古屋市子ども・子育て支援事業計画

令和5年度実績に基づく点検・評価結果について

令和6年10月

名古屋市

目次

名古屋市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価方法、事業一覧・・・ P.1～2

名古屋市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績に基づく点検・評価結果

- 【1】 教育・保育施設及び地域型保育事業
（保育所待機児童対策の取り組み推進）・・・ P.3
- 【2-1】 利用者支援事業（基本型：エリア支援保育所事業）・・・ P.4
- 【2-2】 利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）・・・ P.4
- 【2-3】 利用者支援事業（母子保健型：子育て総合相談窓口
（子育て世帯包括支援センター））・・・ P.5
- 【3】 時間外保育事業（延長保育事業）・・・ P.5
- 【4】 実費徴収に係る補足給付事業・・・ P.6
- 【5-1】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（新規参入施設等への巡回支援）・・・ P.6
- 【5-2】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
（認定こども園特別支援教育・保育事業）・・・ P.7
- 【5-3】 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（地域における小学校
就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援） P.7
- 【6】 放課後児童健全育成事業
（トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業）・・・ P.8
- 【7】 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・ P.9
- 【8】 乳児家庭全戸訪問事業（新生児乳児等訪問指導）・・・ P.9
- 【9-1】 養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー事業）・・・ P.10
- 【9-2】 養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）・・・ P.10
- 【9-3】 養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）・・・ P.11
- 【10】 地域子育て支援拠点事業
（子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等）・・・ P.11
- 【11-1】 幼稚園における預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園型）、
私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン） P.12
- 【11-2】 一時預かり事業（一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、
子育て応援拠点事業）・・・ P.12
- 【12】 病児保育事業（病児・病後児デイケア事業）・・・ P.13
- 【13】 妊婦健康診査・・・ P.13
- 計画全体のアウトカム指標・・・ P.14

名古屋市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価方法

1. 個別事業の進捗状況について

(1) 区域設定

事業の進捗状況の点検は、全市を単位として行います。

(2) 進捗状況の点検・評価方法

事業の「実績」「進捗状況」に加えて、国の指針における財源の確保に係る事項として「予算額」「決算額」を記載しています。また、「主な取り組み等」の欄には令和5年度の取組状況のほか、必要に応じて「確保方策」と「実績」又は「量の見込み」と実際のニーズとの乖離についての説明を記載します。

「進捗状況」は、下表の右欄の基準に対応した☆印等を記載しています。

なお、事業の性質上、必要量が実績となる事業については、「量の見込み」に対して実施できる体制を確保することを重視すべき事業であるため、「実績」との乖離がある場合でも、他の制度を利用することなどにより、適切な対応が行えている場合は、その旨を記載して評価しています。

進捗状況	基準
☆☆☆	順調に推移している
☆☆	概ね順調に推移している
☆	やや遅れが生じている
—	遅れが生じている

2. 計画全体の成果の点検・評価について

なごや子ども・子育て支援協議会（名古屋市子ども・子育て会議）において、個別事業の進捗状況を確認するとともに、計画全体の成果を点検・評価します。

計画全体の成果（アウトカム）として、名古屋市総合計画の成果指標としている「子育てしやすいまちだと思える市民の割合」（令和6年1月～2月、市内の満18歳以上の3,000人にアンケートを実施（うち有効回答数1,307人）、令和6年3月公表）を示すこととします。《そう思う15.6%+どちらかといえばそう思う61.2%=76.8%》

計画期間におけるアンケート結果

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
80.7%	81.3%	80.2%	76.8%	

参考：前計画期間におけるアンケート結果

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
80.2%	81.1%	83.4%	79.8%	82.9%

<事業一覧>

事業番号	事業名
【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業（保育所待機児童対策の取り組み推進）
【2-1】	利用者支援事業（基本型：エリア支援保育所事業）
【2-2】	利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）
【2-3】	利用者支援事業 （母子保健型：子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター））
【3】	時間外保育事業（延長保育事業）
【4】	実費徴収に係る補足給付事業
【5-1】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援）
【5-2】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （認定こども園特別支援教育・保育事業）
【5-3】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（地域における小学校 就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援）
【6】	放課後児童健全育成事業 （トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業）
【7】	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
【8】	乳児家庭全戸訪問事業（新生児乳児等訪問指導）
【9-1】	養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー事業）
【9-2】	養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）
【9-3】	養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）
【10】	地域子育て支援拠点事業 （子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等）
【11-1】	幼稚園における預かり保育事業（一時預かり事業（幼稚園型）、 私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン）
【11-2】	一時預かり事業 （一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業）
【12】	病児保育事業（病児・病後児デイケア事業）
【13】	妊婦健康診査

計画掲載事業の令和5年度実績

【1】教育・保育施設及び地域型保育事業 (保育所等待機児童対策の取り組み推進)

保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする児童について、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所において、保育を行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要量の 見込み	1号	28,456	28,359	28,100	22,079	20,347
	2号	28,115	28,699	28,439	28,885	28,661
	3号(1～2歳)	18,995	19,964	20,244	18,669	19,063
	3号(0歳)	3,233	3,409	3,595	2,662	2,612
	3号(全部)	22,228	23,373	23,839	21,331	21,675
年度末 供給量	1号	35,986	35,901	35,811	34,849	34,849
	2号	30,617	30,764	30,764	32,198	32,198
	3号(1～2歳)	19,003	19,964	20,244	19,535	19,643
	3号(0歳)	4,550	4,550	4,552	4,833	4,833
	3号(全部)	23,553	24,514	24,796	24,368	24,476
実績	1号	35,076	34,764	33,229	31,326	
	2号	30,810	31,235	31,591	31,654	
	3号(1～2歳)	18,068	18,508	18,655	18,626	
	3号(0歳)	4,706	4,811	4,804	4,749	
	3号(全部)	22,774	23,319	23,459	23,377	
進捗状況		☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	
予算額(千円)		3,263,778	3,013,724	2,475,324	2,057,918	
決算額(千円)		2,746,885	2,818,694	2,070,688	2,030,354	
令和5年度の 主な取り組み等		民間保育所の整備などにより、336人(内、3歳未満児180人)の利用枠の拡大を行った。なお、一部地域においては、地域ごとの状況を踏まえ、利用定員の調整を行った。				

【2-1】利用者支援事業（基本型：エリア支援保育所事業）

公立・民間保育所などが一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するために、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、サポート園を中心にエリア支援保育所ユニットを形成し、ユニット内のエリア支援保育所が相互に連携・協力して、研修を始めとする事業の企画・調整、関係機関同士のネットワーク構築のためのコーディネート等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	26ユニット	26ユニット	26ユニット	26ユニット	26ユニット
確保方策	計画期間内に26ユニットで実施				
実績	16ユニット	19ユニット	19ユニット	22ユニット	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	16,371	22,682	22,778	31,839	
決算額（千円）	8,128	12,187	13,557	20,033	
令和5年度の 主な取り組み等	16区53か所で事業を実施した。				

【2-2】利用者支援事業（特定型：保育案内人の配置）

保育所等の利用を希望する保護者に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門に行う「保育案内人」を配置することにより、待機児童の解消に寄与するとともに、子育て支援の充実をはかります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
確保方策	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
実績	22か所	22か所	22か所	22か所	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	139,778	156,868	166,018	167,822	
決算額（千円）	136,852	155,144	169,659	178,658	
令和5年度の 主な取り組み等	区役所（16か所）及び支所（6か所）に各2名ずつ保育案内人を配置し、引き続き保育所等利用者への案内を実施した。				

【2-3】利用者支援事業

(母子保健型：子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター))

子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）において、専任の保健師及び相談員が、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談を受けたり、妊娠期にアプローチを行うなどして、安心して出産や子育てができるよう支援を行います。さらに、医療機関や福祉機関等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
確保方策	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
実績	16か所	16か所	16か所	16か所	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	163,191	168,508	168,094	178,021	
決算額（千円）	146,837	159,674	156,015	154,085	
令和5年度の 主な取り組み等	市内子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）で事業を実施した。				

【3】時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間（11時間）を延長して、保育をを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,000人	9,520人	9,660人	9,900人	10,020人
確保方策	9,000人	9,520人	9,660人	9,900人	10,020人
実績	8,880人	9,260人	9,660人	9,860人	
進捗状況	☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆	
予算額（千円）	943,783	946,568	927,306	948,894	
決算額（千円）	758,302	835,422	857,738	862,943	
令和5年度の 主な取り組み等	実施か所数を拡大することにより、200人分の供給量を確保した。				

【4】実費徴収に係る補足給付事業

生活保護受給世帯等に対して、教育・保育を利用するために必要な日用品、文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用及び未移行幼稚園の副食費などについて、その一部を助成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,200人	4,030人	3,860人	2,320人	2,170人
確保方策	助成を実施				
実績	2,709人	2,344人	2,087人	1,839人	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	206,465	152,488	117,542	92,370	
決算額（千円）	56,216	52,541	49,605	42,487	
令和5年度の 主な取り組み等	対象者に対し、事業案内を行った。 未移行園の1号認定子どもに対して、副食費を助成した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【5-1】多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （新規参入施設等への巡回支援）

地域型保育事業等を新規に実施する事業者に対し、開設年度に巡回指導を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6か所	5か所	0か所	3か所	3か所
確保方策	巡回指導を実施				
実績	11か所	12か所	4か所	2か所	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	2,687	2,859	975	573	
決算額（千円）	2,407	2,777	979	569	
令和5年度の 主な取り組み等	家庭的保育支援者による巡回訪問において、保育内容（処遇・環境・衛生・防災等）を確認し、必要な助言・指導を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【5-2】多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育事業)

職員の加配により、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22人	24人	26人	14人	15人
確保方策	職員の加配に必要な費用の補助を実施				
実績	10人	12人	14人	27人	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額(千円)	14,889	14,105	14,105	9,404	
決算額(千円)	7,510	8,358	10,318	19,199	
令和5年度の 主な取り組み等	認定こども園からの申請に基づき、職員の加配に必要な費用の補助を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【5-3】多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援)

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料の一部助成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	29人	148人	148人	148人
確保方策	助成を実施				
実績	—	29人	118人	101人	
進捗状況	—	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額(千円)	—	36,000	58,233	24,033	
決算額(千円)	—	4,176	40,958	5,713	
令和5年度の 主な取り組み等	対象施設経由で保護者へ申請案内を行い、申請に基づき対象となる子どもの保護者に補助を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【6】放課後児童健全育成事業 (トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業)

国は、「小1」の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の計画的な整備を進めるとしています。

名古屋市では、この「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、以下の事業を実施します。なお、放課後子供教室であるトワイライトスクールを含めた放課後事業の推進にあたっては、教育委員会と子ども青少年局とが連携をはかるとともに、外部有識者も含め両局で構成する運営会議を開催し、放課後事業において配慮を要する児童を含めた全ての児童が安全・安心に過ごせるよう、学校や保護者関係機関と連携して事業を実施します。

【トワイライトルーム】

全校で実施しているトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、より生活に配慮した事業を実施します。

【留守家庭児童育成会（学童保育）への助成】

留守家庭児童等の健全育成をはかるために、地域の留守家庭児童育成会に対し、運営費を助成します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,990人	4,950人	4,970人	6,070人	6,050人
確保方策	3,980人	4,220人	4,460人	5,720人	6,050人
実績	4,336人	5,043人	5,439人	5,942人	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	3,190,715	3,539,597	4,500,397	4,390,839	
決算額（千円）	2,839,846	3,320,594	3,752,804	3,800,154	
令和5年度の 主な取り組み等	子育て家庭のニーズを踏まえ、トワイライトスクールからトワイライトルームへ移行を進めるとともに、地域で自主的に活動する留守家庭児童育成会も増加した。				

【7】子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、乳児院、児童養護施設及び里親で児童の一時的な養育を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,310人	1,300人	1,290人	1,290人	1,290人
確保方策	1,310人	1,300人	1,290人	1,290人	1,290人
実績	1,126人	1,363人	1,349人	1,514人	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	6,739	6,739	6,739	6,739	
決算額（千円）	6,465	6,698	7,581	9,002	
令和5年度の 主な取り組み等	児童養護施設、乳児院及び里親宅において、必要な支援を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【8】乳児家庭全戸訪問事業（新生児乳児等訪問指導）

乳児がいるすべての家庭を対象に、保健センター保健師や訪問指導員による家庭訪問を行い、乳児の健全な育成環境の確保をはかります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19,476人	19,362人	19,328人	19,241人	19,181人
確保方策	実施体制：保健センター保健師、訪問指導員による家庭訪問 実施機関：各区保健センター				
実績	16,096人	15,492人	15,479人	15,688人	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	106,672	111,080	110,192	118,989	
決算額（千円）	93,243	101,963	91,339	106,517	
令和5年度の 主な取り組み等	乳児がいる家庭へ訪問し、必要な支援を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【9-1】 養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー事業）

不適切な養育状態にあるなど、虐待のおそれまたは虐待のリスクが高い家庭であって、児童の養育に対する支援が必要でありながらも、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、ヘルパーを派遣します。継続的な訪問による家事・育児への支援とともに、子どもの安全確認を行うことで、当該家庭における児童の安定した養育をはかります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	156世帯	176世帯	197世帯	83世帯	77世帯
確保方策	実施体制：養育支援ヘルパー（事業受託者）による家庭訪問 実施機関：各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				
実績	95世帯	83世帯	67世帯	80世帯	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	23,427	20,807	20,108	17,000	
決算額（千円）	16,880	14,730	13,073	13,229	
令和5年度の 主な取り組み等	他の支援サービスの提供も含めた適切な支援について、社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の実務者会議で総合的に判断して実施した。 派遣可能なヘルパーを増加させるため、ヘルパーの養成研修を2回実施し、計54名のヘルパーが受講した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【9-2】 養育支援訪問事業（特定妊婦訪問支援事業）

精神的不安定や養育環境上の問題など、複数の虐待ハイリスク要因を抱え、虐待につながるおそれが高く、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して、助産師の継続的な家庭訪問による支援を行い、児童虐待の発生を未然防止します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70世帯	70世帯	70世帯	70世帯	70世帯
確保方策	実施体制：助産師（事業受託者）による家庭訪問 実施機関：各区社会福祉事務所、社会福祉事務所支所				
実績	68世帯	78世帯	96世帯	81世帯	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	3,047	3,047	3,047	3,047	
決算額（千円）	2,315	2,138	2,019	2,183	
令和5年度の 主な取り組み等	他の支援サービスの提供も含めた適切な支援について、社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の実務者会議で総合的に判断して実施した。 なお、助産師による訪問に至らなかった対象者についても、保健師による訪問等で支援を行った。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

【9-3】養育支援訪問事業（新生児乳児等訪問指導）

母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業や、関係機関との連携等により、継続支援が必要な新生児・乳児及び妊産婦を把握し、訪問を実施します。疾病予防及び疾病の早期発見、療育指導等を行うとともに、家庭環境に応じた適切な保健指導を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,310人	2,380人	2,452人	2,527人	2,603人
確保方策	実施体制：保健センター保健師、訪問指導員による家庭訪問 実施機関：各区保健センター				
実績	1,999人	1,578人	1,928人	2,187人	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）					
決算額（千円）					
令和5年度の 主な取り組み等	継続支援が必要な新生児・乳児及び妊産婦を訪問し、必要な支援を実施した。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

※予算額、決算額は、乳児家庭全戸訪問事業に含まれます。

【10】地域子育て支援拠点事業 （子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等）

家庭や地域における子育て機能の低下に伴う子育て中の親の孤立感、不安感の増大等に対応するため、地域子育て支援拠点を各中学校区に設置することにより、子育ての不安感、負担感を緩和するとともに、地域の子育て力の向上をはかります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	51,820人月	51,780人月	51,450人月	51,240人月	51,080人月
確保方策	127か所	127か所	127か所	127か所	127か所
実績	127か所	126か所	129か所	129か所	
進捗状況	☆☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	1,416,542	1,562,149	1,636,788	1,652,269	
決算額（千円）	1,378,819	1,440,056	1,546,518	1,563,747	
令和5年度の 主な取り組み等	子育て支援拠点、子育て応援拠点の運営により、子育ての不安感、負担感の緩和とともに地域の子育て力の向上に努めた。				

**【11-1】 幼稚園における預かり保育事業
（一時預かり事業（幼稚園型）、私立幼稚園における子育て
支援事業、幼稚園心の教育推進プラン）**

少子化や都市化による遊び仲間や遊び場の減少、地域の人々との交流の機会の減少等、家庭教育環境の変化に対応するとともに、家庭での子育ての不安を解消するため、幼稚園で預かり保育を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	496,514人日	494,935人日	490,365人日	468,534人日	451,299人日
確保方策	496,514人日	494,935人日	490,365人日	468,534人日	451,299人日
実績	415,390人日	395,926人日	420,401人日	435,731人日	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	298,616	301,722	280,101	331,825	
決算額（千円）	242,619	260,489	262,262	303,318	
令和5年度の 主な取り組み等	市立幼稚園においては、平成26年度より全園で通常の教育時間終了後に預かり保育を実施。また、令和2年度より全園で長期休業中の預かり保育を実施。 私立幼稚園においては、希望する全園に対し、預かり保育授業料などの補助を実施。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

**【11-2】 一時預かり事業
（一時預かり事業、のびのび子育てサポート事業、
子育て応援拠点事業）**

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所その他の場所において児童を一時的に預かる事業を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	115,186人日	115,126人日	114,375人日	113,918人日	113,561人日
確保方策	101,790人日	104,733人日	107,676人日	110,619人日	113,561人日
実績	97,307人日	99,572人日	108,025人日	112,407人日	
進捗状況	☆☆	☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	461,635	573,022	672,896	726,446	
決算額（千円）	425,432	486,632	605,217	666,277	
令和5年度の 主な取り組み等	各事業の実施により、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減をはかった。 保育所において一時預かりの実施か所数を拡大することにより、さらに供給量を確保した。				

【12】 病児保育事業（病児・病後児デイケア事業）

病気または病気回復期にあることから、集団保育が困難な子ども（生後6か月から小学生まで）を、保護者の勤務などの都合により家庭で育児ができないときに、一時的に預かります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	93,697人日	93,507人日	92,777人日	92,343人日	92,173人日
確保方策	計画期間内に92,173人日を確保				
実績	85,220人日	85,201人日	85,492人日	85,201人日	
進捗状況※	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	
予算額（千円）	454,806	468,492	473,104	475,966	
決算額（千円）	375,268	372,074	380,526	396,731	
令和5年度の 主な取り組み等	新型コロナウイルス感染症による利用者の減少により、各施設運営に支障をきたすため、令和2年度から引き続き特例措置を市独自に継続				

※進捗状況については、「令和6年度の量の見込み」から「令和元年度末の実績」の差を5年で除した値（2,193人日／年）を基準として判断

【13】 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を本市が委託した医療機関等で受ける場合に、その費用を公費負担します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	272,664回	271,068回	270,592回	269,374回	268,534回
確保方策	実施時期：①妊娠初期～妊娠23週 4週間に1回 ②妊娠24週～35週 2週間に1回 ③妊娠36週～分娩 1週間に1回 ④多胎妊婦のみ、14回受診後に5回分追加 実施機関：名古屋市が指定する医療機関等				
実績	226,100回	218,722回	209,974回	201,875回	
進捗状況	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	
予算額（千円）	1,985,773	1,942,835	1,850,985	1,648,999	
決算額（千円）	1,827,754	1,782,898	1,704,364	1,648,998	
令和5年度の 主な取り組み等	妊娠届出数の減少や、流産・死産等により全14回の健診を受けることがない妊婦が生じるため、量の見込みと実績に差が出ている。 妊娠届出時に、妊婦健診の確実な受診について勧奨している。				

※事業の性質上、必要量＝実績となります。

○計画全体のアウトカム指標

名古屋市総合計画における成果指標「子育てしやすいまちだと思える市民の割合」
（「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と回答したもの）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
アンケート結果	80.7%	81.3%	80.2%	76.8%	

参考：前計画期間におけるアンケート結果

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
アンケート結果	80.2%	81.1%	83.4%	79.8%	82.9%

令和6年10月23日
資料5

<議題5>

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029
名古屋市子どもに関する総合計画（案）」について

令和6年10月23日
資料6

<議題6>

「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画
(案)」について

令和6年10月23日
資料7

<報告事項 1 >

教育・保育部会の開催状況について

教育・保育部会の開催状況について

1 所掌事務

- 幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議に関すること
- 支給認定・教育保育等に係る利用者負担のあり方の検討に関すること
- その他子ども・子育て支援新制度の施行に関すること

2 部会委員の構成（令和6年度）

（令和6年10月23日時点）

氏名	所属団体等
◎ 上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
水野 孝一	名古屋市教育委員会
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

◎：部会長

（敬称略・五十音順）

3 開催経過

開催日	内 容
令和6年 9月17日 (令和6年度 第1回)	<p><報告></p> <ul style="list-style-type: none">○令和6年4月1日現在の保育所等利用状況について○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設について <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none">○認定こども園の認可・認定・利用定員の設定について○令和7年4月における新たな利用定員の設定について

4 開催期間中の審議事項等

(1) 令和6年4月1日現在の保育所等利用状況について

令和6年4月1日現在の保育所等利用状況について、報告を行った。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設について

令和8年度より全国の全ての自治体で新たに開始される予定の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、現時点での国の動き等の報告を行った。

(3) 認定こども園の認可・認定・利用定員の設定について

認定こども園の認可・認定・利用定員の設定について、意見聴取を行った。（認定こども園法第17条第3項、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項）

(4) 令和7年4月における新たな利用定員の設定について

令和7年4月に新たに利用定員を設定する教育・保育施設について、意見聴取を行った。

<報告事項2>

「児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の
防止に関する取組の状況等に関する報告書
(令和6年度版)」について

児童虐待に係る通告等の状況及び 児童虐待の防止に関する取組の 状況等に関する報告書

(令和6年度版)

令和6年9月
名古屋市

目次

	頁
第1章 児童虐待の通告等の状況	
1 児童相談所における児童虐待相談	1
2 社会福祉事務所における児童虐待相談	6
3 こども家庭庁へ報告した死亡事例	6
第2章 児童虐待の防止に関する取組の状況等	
1 発生予防のための取組	8
2 早期発見・早期対応のための取組	18
3 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組	23
(参考)	
名古屋市児童を虐待から守る条例	26

はじめに

名古屋市会平成25年2月定例会において「名古屋市児童を虐待から守る条例(以下「条例」という)」が議員提案により成立し、平成25年4月1日に施行されました。

条例では、児童を虐待から守ることについて基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し、必要な事項を定めています。

この報告書は、条例第22条に基づき本市における児童虐待に係る通告等の状況及び児童虐待の防止に関する取組の状況等について市会へ報告するとともに、公表するものです。

第1章 児童虐待の通告等の状況

1 児童相談所における児童虐待相談

令和5年度中の児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,490件で、前年度の3,089件と比べて401件（13.0%）増加しました。

児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、警察が1,948件で最も多く、全体の55.8%を占めています。また、虐待の種別は心理的虐待が2,105件で最も多く、全体の60.3%を占めています。被虐待児の一時保護件数は1,216件で、昨年度の1,104件と比べて112件増加しました。

なお、令和4年度の相談実績については、「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について（依頼）」（令和6年1月26日付こ支虐第23号・政統総発0126第3号）による再集計後の数値です。

児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談の対応件数は3,490件で、対前年度比13.0%増となりました。

（単位：件）

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
名古屋市	336	583	472	457	560	603	850	854	720	741	833	1,129
全国	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,532	1,612	1,969	2,362	2,747	2,898	3,394	3,892	3,865	3,735	3,089	3,490
66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	未公表

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

（単位：件）



注1：本市令和4年度及び5年度数値は令和6年5月31日公表時点の数値で、全国令和4年度数値は令和6年9月24日公表時点の数値
 注2：平成22年度の全国の対応件数は、福島県を除く数値

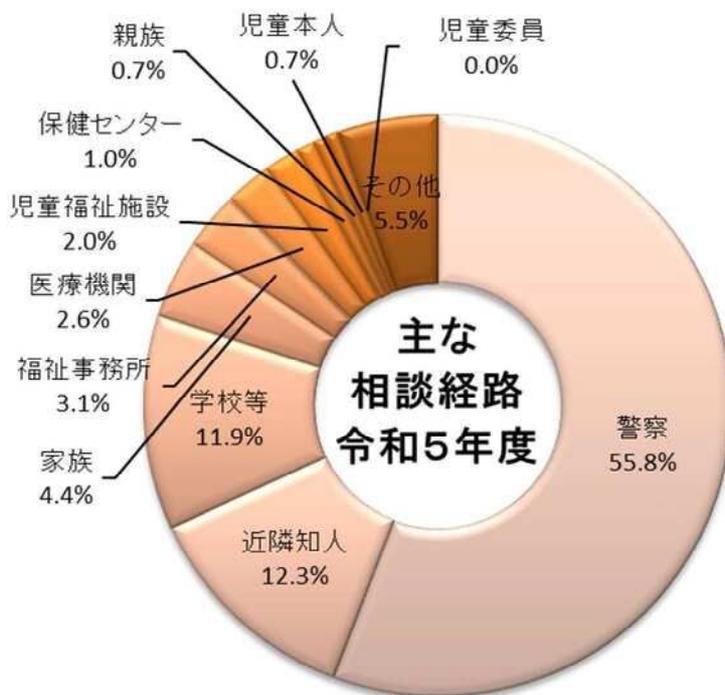
主な相談経路

児童虐待にかかる相談経路は、警察からの相談が最も多く、全体の55.8%でした。次いで、近隣知人からによるものが多く、全体の12.3%でした。

(単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度
家族	111 (3.6%) 【4】	155 (4.4%) 【4】
親族	22 (0.7%) 【9】	26 (0.7%) 【9】
近隣知人	461 (14.9%) 【2】	429 (12.3%) 【2】
児童本人	27 (0.9%) 【8】	25 (0.7%) 【10】
福祉事務所	60 (1.9%) 【6】	107 (3.1%) 【5】
児童委員	2 (0.1%) 【11】	1 (0.0%) 【11】
保健センター	17 (0.6%) 【10】	33 (1.0%) 【8】
医療機関	66 (2.1%) 【5】	92 (2.6%) 【6】
児童福祉施設	42 (1.4%) 【7】	71 (2.0%) 【7】
警察	1,757 (56.9%) 【1】	1,948 (55.8%) 【1】
学校等	357 (11.6%) 【3】	414 (11.9%) 【3】
その他	167 (5.3%) —	189 (5.5%) —
計	3,089	3,490

注：【 】囲みの数字は、各年度において多い方から並べた場合の順位

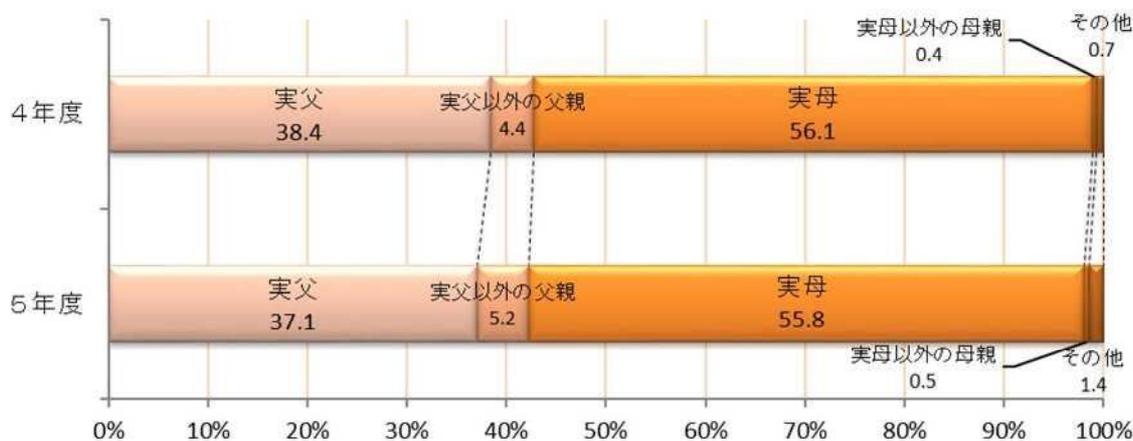


主たる虐待者

実母によるものが最も多く、全体の55.8%でした。

(単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度
実父	1,185 (38.4%)	1,293 (37.1%)
実父以外の父親	135 (4.4%)	182 (5.2%)
実母	1,734 (56.1%)	1,949 (55.8%)
実母以外の母親	12 (0.4%)	19 (0.5%)
その他	23 (0.7%)	47 (1.4%)
計	3,089	3,490

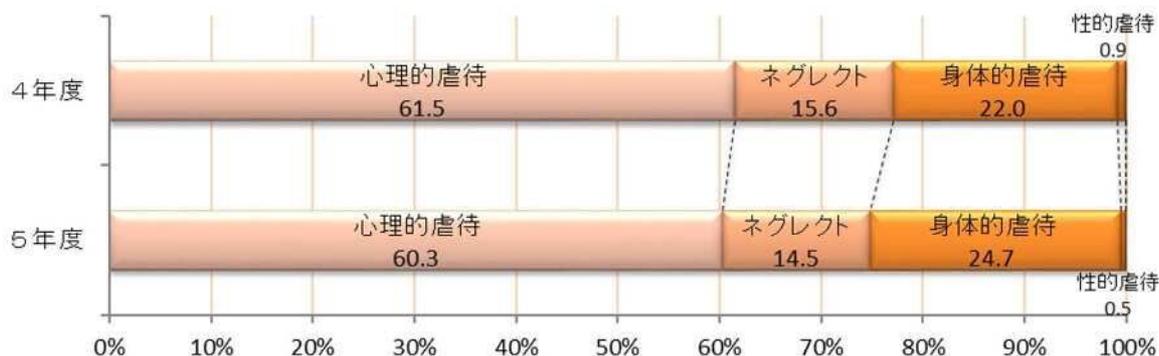


虐待の種別

心理的虐待の件数が最も多く、全体の60.3%でした。

(単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度
心理的虐待	1,899 (61.5%)	2,105 (60.3%)
ネグレクト	481 (15.6%)	504 (14.5%)
身体的虐待	681 (22.0%)	863 (24.7%)
性的虐待	28 (0.9%)	18 (0.5%)
計	3,089	3,490

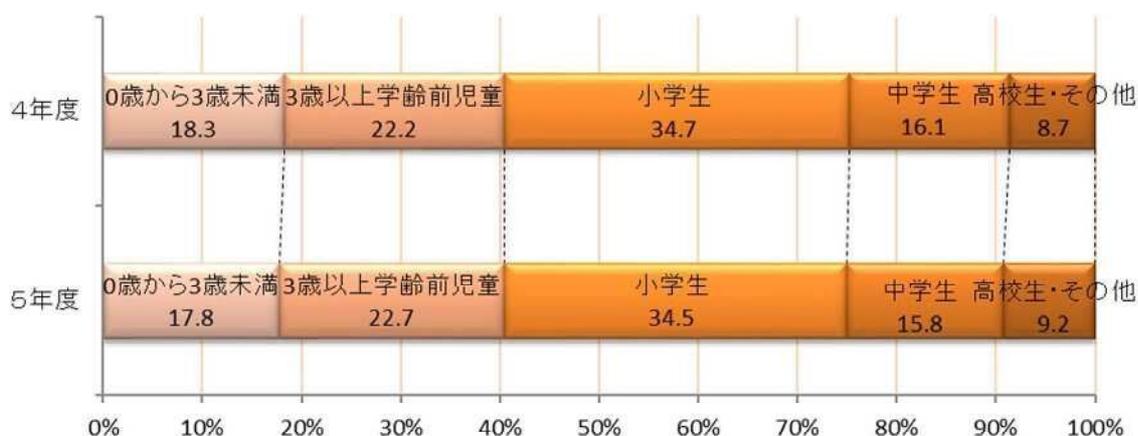


被虐待児童の年齢の状況

就学前の児童の占める割合が高く、全体の40.5%でした。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
0歳から3歳未満	564 (18.3%)	621 (17.8%)
3歳以上学齢前児童	686 (22.2%)	791 (22.7%)
小学生	1,071 (34.7%)	1,206 (34.5%)
中学生	499 (16.1%)	550 (15.8%)
高校生・その他	269 (8.7%)	322 (9.2%)
計	3,089	3,490

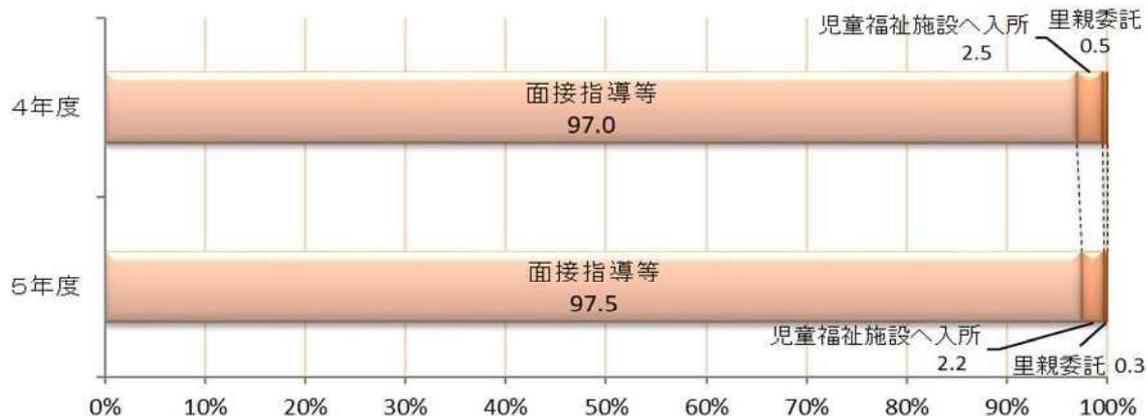


対応状況について

対応状況の各区分の割合は、令和4年度と比べ、面接指導等件数が増えました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
面接指導等	2,997 (97.0%)	3,403 (97.5%)
児童福祉施設へ入所	78 (2.5%)	76 (2.2%)
里親委託	14 (0.5%)	11 (0.3%)
計	3,089	3,490



一時保護の実施状況

被虐待児の一時保護件数は、令和4年度と比べ、件数が増えました。

区 分	令和4年度	令和5年度
一 時 保 護 件 数	1,844件 延べ56,023日	2,041件 延べ60,793日
(再掲)被虐待児の一時保護件数 ()内は一時保護総件数に占める被虐待児の割合	1,104件 (59.9%) 延べ34,940日	1,216件 (59.6%) 延べ40,055日

施設入所に関する家庭裁判所への承認の申立ての状況

令和5年度の申立て件数は6件となりました。

区 分	令和4年度	令和5年度
申立て件数	18件	6件
児 童 数	20人	9人

児童福祉法第28条では、保護者が子どもを虐待する等により、保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害するため施設入所措置が必要と判断される場合において、施設入所措置に親権者が反対の意思表示をしている場合には、家庭裁判所の承認を得て、施設入所措置をとることができるものと定めています。

一時保護延長に関する家庭裁判所への承認の申立ての状況

令和5年度の申立て件数は20件となりました。

区 分	令和4年度	令和5年度
申立て件数	15件	20件
児 童 数	16人	23人

児童福祉法第33条は、親権者の意思に反して、2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないと定めています。

親権喪失等の申立ての状況

令和5年度は親権停止の審判を1件申立てました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
親 権 喪 失	1	0
親 権 停 止	0	1
管 理 権 喪 失	0	0

児童福祉法第33条の7では、民法上の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求について、児童相談所長も行うことができると定めています。

出頭要求等の件数

令和5年度は出頭要求を7件実施しました。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
出頭要求	6	7
立入調査	4	0
再出頭要求	0	0
臨検・搜索	0	0

児童相談所の対応に万全を期すため、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する「出頭要求」、児童の住所・居所への「立入調査」、裁判官の許可状を得た上で行う「臨検・搜索」の制度が設けられています。

2 社会福祉事務所における児童虐待相談

令和5年度の社会福祉事務所における児童虐待相談対応件数は1,224件でした。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
相談対応件数	1,052	1,224

3 こども家庭庁へ報告した死亡事例

令和5年度にこども家庭庁へ報告した、本市における令和4年度の死亡事例は2件でした。

区 分		件 数 (人数)	備 考
虐待	心中	0件 (0人)	
	心中以外	1件 (1人)	
虐待以外		1件 (2人)	転落による事故死

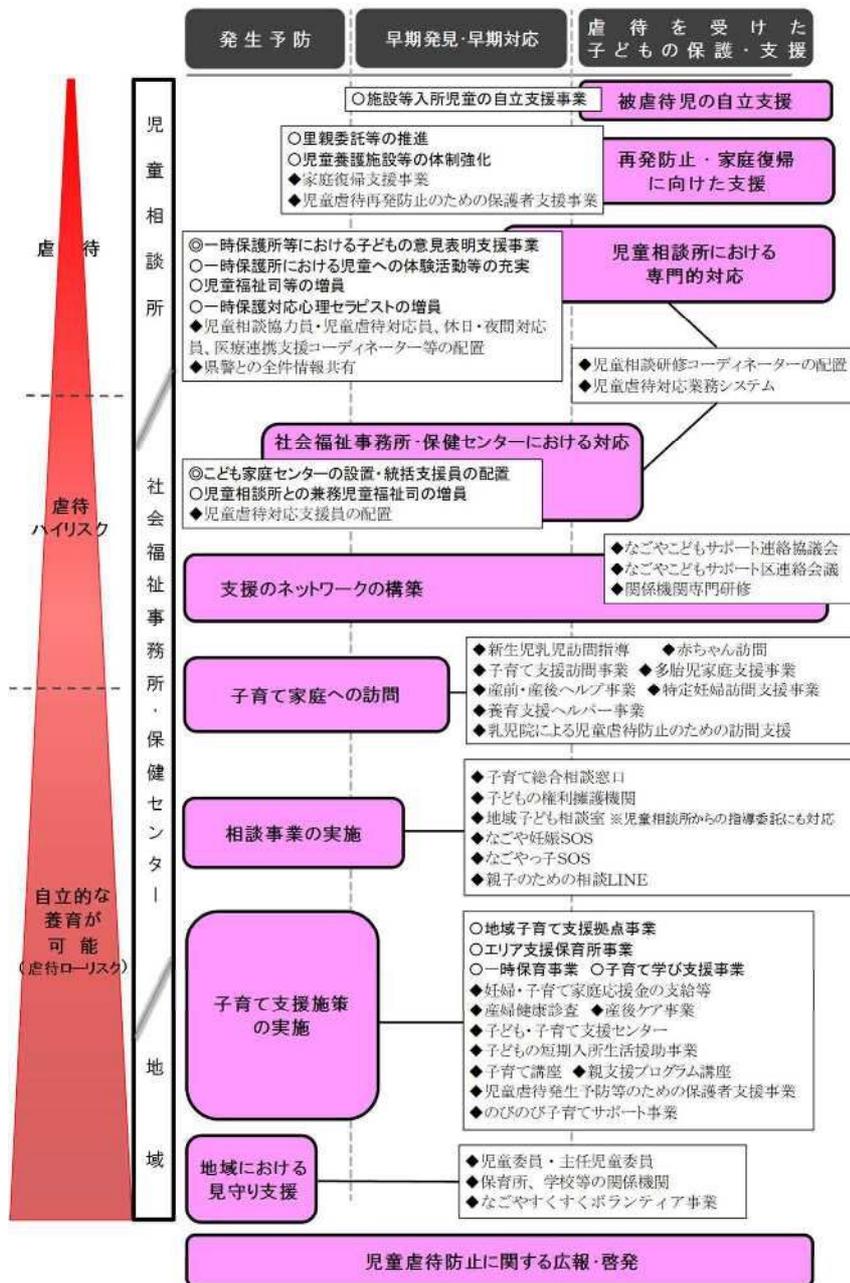
虐待による死亡と明らかな因果関係がないと判断された事例等についても報告しています。

第2章 児童虐待の防止に関する取組の状況等

名古屋市では、児童虐待の防止のために児童相談所、社会福祉事務所、保健センターを中心に各機関が連携・協働して対策に取り組んでいます。

1. 発生予防のための取組
2. 早期発見・早期対応のための取組
3. 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組

名古屋市における児童虐待防止に関する取組の体系のイメージ図



◎令和6年度新規事業 ○令和6年度拡充事業

1 発生予防のための取組

児童虐待の発生予防のため、広報・啓発を実施するほか、相談窓口の設置、子育て家庭への訪問や各種子育て支援施策、地域における見守り支援を実施しています。

(1) 広報・啓発の取組

児童虐待防止推進月間等の取組

【概要】

条例第20条では、毎年5月・11月を児童虐待防止推進月間と定めています。

また11月は、厚生労働省が主唱する「オレンジリボンキャンペーン」として、全国的に児童虐待防止へ向けた広報・啓発を実施しています。本市においても推進月間を中心に多くの民間団体や関係機関の協力を得て、広報・啓発に取り組んでいます。

【実績（令和5年度）】

児童虐待防止推進月間を中心とした主な取組

区 分	内 容	
推 進 月 間	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした啓発 ・関係者向け研修会の開催（ウェブ開催） ・新小学校1年生とその保護者に向けた啓発リーフレットの配布 ・名古屋市公式LINE等を活用した通告先の広報
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした啓発イベント 日程：令和5年11月3日・4日 場所：市内イオン2店舗 ・民間企業・団体の協力による広報啓発（リーフレット・ポスターの掲示等） 百貨店、郵便局、ドラッグストア、保険会社、理髪店、飲料メーカー、公共交通機関（中吊り広告等）、子育て関連企業等 ・電子媒体を活用したPR なごや子育てアプリNAGOMii（なごみー）、わくわくキッズナビホームページ、学生タウンなごやポータルサイトN-chan、学生共同活動拠点N-base
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する冊子の作成・配布 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各区における独自の広報啓発の取組 	

(2) 地域における見守り支援

児童委員・主任児童委員

【概要】

児童委員及び主任児童委員は、地域において、子育て中の保護者や子どもの状況を把握しつつ、身近な相談役として地域で見守りを行う等、子育ての孤立化の予防へ向けた活動を実施しています。

保育所・学校等の関係機関

【概要】

保育所・学校等の関係機関は、子どもや家庭の状況を把握しやすい立場にあるため、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等と連携した支援を行っています。

なごやすくすくボランティア事業

【概要】

児童虐待の予防のための見守りなど、地域全体で子育て家庭を支援する「なごやすくすくボランティア」を養成しています。また、その中から意欲のある方を「名古屋市すくすくサポーター」として登録し、市や地域が実施する子育て支援活動に派遣しています。

【実績（令和5年度）】

名古屋市すくすくサポーター登録者数 372人（年度末時点）

(3) 子育て支援施策の実施

妊婦・子育て家庭応援金の支給等

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、すべての妊産婦が安心感をもって妊娠・出産期を過ごし、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、各保健センターに妊娠・出産期サポーターを配置し、妊娠届出後、妊娠後期、出産直後の不安を感じやすい時期に、電話、面接等の働きかけを行うなど、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行っています。

また、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、妊婦・子育て家庭応援金の支給を一体的に実施しています。

【実績（令和5年度）】

妊婦・子育て家庭応援金の支給

妊婦応援金 36,705件 子育て家庭応援金 24,932件

伴走型相談支援

妊婦届出時の面接等 17,661件 妊娠後期の面接等 15,291件

出産後の面接等 15,688件

産婦健康診査**【概要】**

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成しています。

【実績（令和5年度）】

助成件数 延べ 30,336 件

産後ケア事業**【概要】**

出産直後の育児困難感を抱える母親に対して、家庭において安心して育児ができるようにするために、助産所等における宿泊・通所、訪問により、助産師が寄り添い、きめ細やかな支援を行っています。

【実績（令和5年度）】

宿泊・通所・訪問型のいずれかを利用した実人数 306 人

宿泊型 利用日数 延べ 1,434 日

日帰り型 利用日数 延べ 87 日

訪問型 利用日数 延べ 1 日

子育て応援拠点事業**【概要】**

支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感、不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげるため、子育て親子の交流の場のほか、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置しています。令和6年度より子育て応援拠点を新たに1か所設置しているほか、アウトリーチ支援を2か所から4か所へ拡充して実施を予定しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 14 か所（年度末時点）

利用者数 延べ 113,336 人（一時預かり利用者数 延べ 9,841 人）

地域子育て支援拠点事業**【概要】**

子育て親子が自由に集い、交流することができる一定の基準を満たす場を開設し、子育てに関する相談、講座の開催、情報提供等を行うことで、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図っています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 47 か所 利用者数 延べ 198,024 人

子ども・子育て支援センター

【概要】

親子で自由に遊び、交流できる広場「キッズパーク」を運営するほか、子育てに関する各種講座（親子向け・父親向け・支援者向け等）の開催、「758 キッズステーション」のホームページ及び「名古屋市子育て応援サイト（携帯サイト）」による子育て情報の発信、子育て支援団体・サークルに対する活動支援等を実施しています。

また、キッズパークで子どもと遊びながらの気軽な相談（ぶらっと相談）を始め、子育ての困りごと・悩みごとの個別相談、電話相談等、子育てに関するあらゆる相談に土・日曜日も含めて対応しています。

【実績（令和5年度）】

キッズパーク	利用者数	延べ	23,259人
各種講座	受講者数	延べ	2,368人
相談件数		延べ	4,127件
キッズステーションホームページ	アクセス数	延べ	59,197件
名古屋市子育て応援サイト	アクセス数	延べ	43,752件

地域子育て支援センター事業

【概要】

保育所等において、地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置、育児不安についての相談事業、子育て情報の提供及び子育て家庭の多様なニーズへの積極的な対応を行っています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数	50か所（年度末時点）	利用者数	延べ162,581人
-------	-------------	------	------------

エリア支援保育所事業

【概要】

公立保育所が「エリア支援保育所」として、地域の子育て家庭を支援するため、子育て家庭の集まる場の設定、子育てサロン等での相談支援、支援が必要な家庭への訪問等を行っています。令和6年度より新たに4か所の公立保育所で事業を運営しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数	53エリア
-------	-------

一時保育事業**【概要】**

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（非定型）や保護者の傷病などによる緊急時の保育（緊急）、新たな気持ちで育児に取り組むための利用（リフレッシュ）を行う一時保育事業を実施しています。令和6年度より新たに3か所の民間保育所等で事業の運営を予定しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 69 か所 利用者数 延べ 50,905 人

未就園児の定期的な預かりモデル事業**【概要】**

育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的支援等のため、普段、保育所等を利用していない未就園児を、週1～2回程度定期的に預かる事業を実施しています。利用者は、保健センターや区役所、児童相談所等と連携し、アウトリーチ型で選定しています。令和6年度より、新たに1か所の公立保育所で事業を運営しています。

【実績（令和5年度）】

実施か所数 1 か所（公立保育所）

子どもの短期入所生活援助事業**【概要】**

保護者の疾病、出産、事故、災害等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設、里親家庭において、原則として7日以内で児童の一時的な養育を実施しています。

【実績（令和5年度）】

利用者数 延べ 315 人 利用日数 延べ 1,514 日

子育て講座（保健センター主催）**【概要】**

子どもの健やかな育ち及び親の育児不安や孤立感の軽減を図るよう、子育て全般に関する不安や悩み等に対して、正しい保健知識の普及、実技指導、グループミーティング等を実施しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 1,654 回 受講者数 延べ 17,596 人

親支援プログラム講座

【概要】

進行する子育て家庭の孤立化への対応策として、親自身が仲間どうしで学びながら気づきを生んだり、解決策を見出す力をつけていくことのできる「親支援プログラム講座」を、子ども・子育て支援センター始め市内各地で実施しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 23回 受講者数 延べ740人

子育て練習講座

【概要】

地域の相談支援拠点を指定し、すべての子育て家庭を対象に、子育て中の虐待につながるリスクを減らすための講座を実施しています。令和6年度からは子育てを学ぶ機運を醸成し、様々な場面で子育てを学ぶことができるよう講座等を実施し、子育て学び支援事業として開催しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 6回 受講者数 延べ295人

児童虐待発生予防等のための保護者支援事業

【概要】

児童虐待の発生予防等のため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、ペアレントトレーニングを実施しています。

【実績（令和5年度）】

受講者数 11人

のびのび子育てサポート事業

【概要】

子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）に子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、会員同士で子育ての援助ができるよう支援しています。

【実績（令和5年度）】

活動件数 延べ18,717件

会員数 8,334人（年度末時点）

（内訳：依頼会員6,845人 提供会員1,214人 両方会員275人）

(4) 相談事業の実施

子育て総合相談窓口

【概要】

各保健センターに子育て総合相談窓口を設置し、妊娠、出産、子育てに関する悩みや不安の相談に保健師等が応じ、子育て支援を行っています。

【実績（令和5年度）】

電話相談件数 延べ 26,681 件 面接相談件数 延べ 37,478 件

子どもの権利擁護機関

【概要】

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された子どもの権利擁護機関（第三者機関）として、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営しています。

【実績（令和5年度）】

新規相談件数 418 件 相談件数 延べ 2,922 件

地域子ども相談室

【概要】

保護を要する子どもの問題や児童虐待等について相談に応じ、また、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導する、「地域子ども相談室（児童福祉法第44条の2の規定による児童家庭支援センター）」を児童養護施設内に設置しています（市内1か所）。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ 2,240 件

なごや妊娠SOS

【概要】

思いがけない妊娠で悩む人が孤立することなく、正しい知識を知り、必要な支援を受けることができるよう、電話やメール、LINEによる相談窓口を開設し、相談に対して必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて保健センター、社会福祉事務所、児童相談所、医療機関等と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しています。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ 172 件（電話 74 件、メール 61 件、LINE 37 件）

なごやっ子SOS

【概要】

児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を受け付ける窓口として、24時間・365日体制の電話相談窓口を設置しています。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ6,259件（うち児童虐待に関する相談：53件）

親子のための相談LINE

【概要】

様々な児童相談にリアルタイムで対応するとともに、児童虐待通告に迅速かつ確実に対応するため、24時間・365日体制のSNSを活用した相談支援を実施しています。

【実績（令和5年度）】

相談件数 延べ466件（うち児童虐待に関する相談：28件）

（5）子育て家庭への訪問

新生児乳児訪問指導

【概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を対象に、保健師又は助産師が家庭を訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防等に関する保健指導及び養育者に対する子育て支援を実施しています。

【実績（令和5年度）】

訪問件数 15,688件

赤ちゃん訪問

【概要】

子育て家庭を地域から孤立させないよう、地域と子育て家庭をつなぐ取組みとして、主任児童委員及び区域担当児童委員が、原則第1子の乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに対する不安感や負担感を軽減する取組みを実施しています。

【実績（令和5年度）】

訪問件数 7,851件

子育て支援訪問事業

【概要】

乳幼児健康診査未受診者及び新生児乳児訪問指導未実施家庭を訪問することにより、子どもの健康状態や養育環境の課題を把握し早期支援についでいます

【実績（令和5年度）】

訪問件数 延べ565件

多胎児家庭支援事業**【概要】**

多胎児及びその保護者に対する乳幼児健康診査の同行支援、多胎児の親に対する電話相談及び訪問支援等を行うことにより、多胎児の保護者に対する支援を図り、児童虐待の未然防止につなげています。

【実績（令和5年度）】

同行支援件数 延べ21件 電話相談件数 延べ50件
 訪問支援件数 延べ59件
 オンラインプレファミリー教室 4回 受講組数 延べ37組

産前・産後ヘルプ事業**【概要】**

妊娠中や出産後の体調不良等のため、家事や育児が困難で、昼間に家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない場合にヘルパーを派遣します。

【実績（令和5年度）】

利用者数 961人
 利用回数 延べ14,720回 利用時間 延べ29,336時間

特定妊婦訪問支援事業**【概要】**

出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）に対して、虐待の発生を未然に防止することを目的に助産師が家庭訪問し、継続的な支援を行っています。

【実績（令和5年度）】

対象者数 81人 訪問件数 延べ411件

養育支援ヘルパー事業**【概要】**

支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し、子どもの安全確認を行うとともに、ヘルパーが行う家事育児支援により、保護者の育児技術の向上と家庭における養育環境の改善を図ることを目的に実施しています。

【実績（令和5年度）】

利用世帯数 80世帯
 利用回数 延べ2,596回 利用時間 延べ4,603時間

乳児院による児童虐待防止のための訪問支援

【概要】

地域のハイリスク家庭を支援するため、乳児院3か所に育児指導担当職員を各1名配置し、乳児院の専門性を活かした育児相談、家庭訪問、通所指導を行っています。

【実績（令和5年度）】

支援世帯数 27世帯

2 早期発見・早期対応のための取組

児童虐待の早期発見のため、関係機関が連携する体制を整備するほか、関わりの深い関係機関に対し、早期発見についての広報・啓発を実施しています。

また、早期対応を行うため、通告機関である児童相談所・各区社会福祉事務所の体制を強化するとともに、研修等の実施により、担当する職員の専門性向上のための取組みを実施しています。

(1) 支援のネットワークの構築

なごやこどもサポート連絡協議会

【概要】

児童福祉法第25条の2に基づく、「要保護児童対策地域協議会」として「なごやこどもサポート連絡協議会」を設置し、児童虐待やいじめ等の問題について、国、自治体、関係団体等の代表者による全市レベルの情報交換、連絡調整と援助困難な事例等について、協議を実施しています。

【実績（令和5年度）】

開催回数 2回

なごやこどもサポート区連絡会議

【概要】

各区において「なごやこどもサポート区連絡会議」を設置し、「代表者会議」、「実務者会議」、「サポートチーム会議」の3層構造により、地域レベルの関係機関の連携を行うとともに、個々の要保護児童等の総合的な実態把握及び具体的な支援内容の検討を行っています。

【実績（令和5年度）】

区 分	内 容	開 催 回 数
代表者会議	児童福祉に関係する機関の代表者が出席し、いじめや児童虐待等、児童福祉に関する諸問題についての情報交換及び連絡調整を行う	17回
実務者会議	各区社会福祉事務所、保健センター、児童相談所、警察等の実務担当者が出席し、区内の要保護児童等の総合的な実態把握（区内全ケースの進行管理）や援助方針の確認・検討及びサポートチーム会議の編成の検討等を行う	264回
サポートチーム会議	支援が必要なケース毎に結成され、関係機関の担当者が出席し、情報交換や支援内容の検討等を行う	112回

警察との連携

【概要】

中央児童相談所に愛知県警から現職の警察官 1 名が派遣されており、さらに中央・西部・東部の各児童相談所に、警察官 OB を警察連絡調整員として1名ずつ配置しています。

また、児童虐待対応において、調査の際等に警察と連携を取りながら対応するとともに、児童相談所職員のみでは、対応に困難・危険性がある事例については、同行訪問を行う等の協力を得ています。

さらに、児童虐待の防止等に関する法律に定める立入調査、臨検・捜索の合同研修会実施や、平成 31 年1月に愛知県警と締結した児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書に基づき、児童相談所が受け付けた全ての児童虐待事案について毎月情報共有を行う等の連携を行っています。

【実績】 警察との連携に関する主な取り組み

区 分	内 容
令和5年度	・ 児童相談所が受け付けた児童虐待に係る事案の情報共有 新規受付 3,457 件、家庭復帰 512 件
	・ 立入調査、臨検・捜索の合同訓練実施（11月）

（2）早期発見のための広報啓発

子ども本人への広報

【概要】

児童虐待に関する子ども本人からのSOS発信を促すためのリーフレットを、市内小学校の新1年生の全児童に配布し、相談先について情報提供を行っています。

関係機関専門研修

【概要】

児童虐待対応にあたる関係職員（社会福祉事務所、保健センター、児童相談所、児童養護施設、保育所、幼稚園、学校関係等の職員及び主任児童委員等）を対象に、一定程度専門性の高い研修を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応に関する能力の向上を図っています。

医療機関への啓発

【概要】

児童虐待の早期発見及び発見時に児童相談所へ通告・相談することを促すリーフレットの配布、名古屋市医師会の会報の活用により、市内医療機関への啓発を実施しています。

その他関係機関への啓発**【概要】**

保育所・幼稚園職員や学校教職員等の児童と関わりの深い業務に従事する職員等に対し、児童虐待に関する基礎的な知識、児童相談所の役割や通告・相談先を知らせるパンフレットを作成・配布する等、適切な対応が可能となるよう周知・啓発活動を実施しています。

(3) 体制の強化**児童相談所の体制強化****【概要】**

急激に増加している児童虐待事案に対応するため、児童福祉司や児童心理司の増員等により、児童相談所の体制強化を図っています。

〔児童相談所の職員体制強化〕

区 分	概 要
令和5年度	・ 児童福祉司の増員 13人 (内訳) 地区担当 7人 区兼務児童福祉司 6人
	・ 児童心理司の増員 7人 ・ 保育士の増員 3人
	・ 非常勤職員の配置 4人 (内訳) 保育士等業務員 3人(新設) 看護師 1人(新設)
令和6年度	・ 児童福祉司の増員 9人 (内訳) 地区担当 3人 区兼務児童福祉司 6人
	・ 児童心理司の増員 3人
	・ 非常勤職員の増員 6人 (内訳) 一時保護対応心理セラピスト 6人(増員)

社会福祉事務所の体制強化**【概要】**

各区社会福祉事務所において、児童相談所と連携しつつ、児童虐待防止対策に取り組んでいます。また、児童相談所と兼務する児童福祉司を増員配置し、小中学校で開催される会議に参加するなど、教育と福祉の連携強化に取り組んでいます。

令和6年度からは、区役所・支所をこども家庭センターとして順次位置づけ、統括支援員を配置し、福祉・保健・教育の連携による妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施する体制を整備しています。

児童虐待対策参与の設置

【概要】

児童虐待対応に識見の深い外部有識者を「児童虐待対策参与」として委嘱し、専門的立場からの助言・指導を受け、また、児童相談所及び社会福祉事務所の管理職を含めた職員への研修を実施しています。

【実績（令和5年度）】

研修実施回数 9回

(4) 職員研修の実施

児童相談所・社会福祉事務所等職員研修

【概要】

児童虐待対応力を向上させるため、職員研修の体系化を図り、質量ともに充実した研修の実施に取り組んでいます。また、児童福祉法改正に伴い、平成29年度から児童福祉司及び社会福祉事務所職員の研修が義務化されました。

【実績（令和5年度）】

① 児童福祉司及び要保護児童対策調整機関調整担当者研修（義務化研修）

区分	対象職員	コマ数	実施回数
児童福祉司 任用前講習会	社会福祉主事から児童福祉司に任用されるもの	20コマ 30時間	119回
児童福祉司 任用後研修	児童福祉司	20コマ 30時間	266回
児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童福祉法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司	19コマ 28.5時間	2回 (委託)
要保護児童対策調整機関調整担当者研修	兼務福祉司	19コマ 28.5時間	160回

② 専門研修等

区分	対象職員	実施回数
専門研修等	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	207回 (※)
事例検討会 (再掲)	児童相談所職員、区役所職員、施設職員	150回 (※)

※一部、義務化研修を兼ねる

③ 児童相談所職員段階別研修

区 分	対 象 職 員	実施回数
新規・転任者研修	新たに児童相談所勤務となった職員	92回 (※)
係長級研修	係長又は主査	3回
所長・管理職研修	所長、課長又は主幹	3回

※一部、義務化研修を兼ねる

(5) その他体制強化の取組

外部スーパーバイザーの活用

【概要】

児童虐待ケースへの対応方針等を検討する際に、より適切な対応が可能となるよう、外部から学識経験者等を招き、専門的・技術的助言や指導を受ける体制を整えています。

【実績（令和5年度）】

実施件数 179件

児童虐待対応業務システム（電算システム）による情報共有

【概要】

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター等の関係機関が、適切な連携の下で迅速かつ的確に対応するため、被虐待児等の情報を共有する電算システムを運用し、関係機関の連携強化を図っています。

3 虐待を受けた子どもの保護・支援の取組

児童虐待を受けた子どもに対する支援として、一時保護所や児童養護施設等に入所中の子どもに心理的なケア等を実施するほか、より家庭的な養護が受けられるよう推進しています。また、施設退所後の家庭復帰・親子再統合へ向けた支援を実施しています。

(1) 一時保護所

一時保護対応学習指導協力員の配置

【概要】

一時保護された子どもへの学習指導の充実を図るため、教員経験のある一時保護対応学習指導協力員を一時保護所に配置し、小・中学生への学習指導を実施しています。

子どもの心理的なケア

【概要】

児童心理司が虐待を受けた子どもへのカウンセリング等を実施するとともに、一時保護対応心理セラピストが一時保護された子どもの心理的なケア等を実施しています。

(2) 児童養護施設等

施設入所児童の自立支援事業

【概要】

施設に入所する児童の特性を踏まえ、自立を支援する専任の職員を配置して児童の社会的自立を支援しています。令和6年度より自立支援担当職員の配置先の拡充及び自立支援研修にかかる助成を拡充しています。

【実績（令和5年度）】

自立支援担当職員配置施設 15 か所

施設入所中の子どもの心理的なケア

【概要】

子どもの自立を支援するため、児童養護施設等に心理療法担当職員を配置し、カウンセリング等の心理療法を実施しています。

【実績（令和5年度）】

心理療法担当職員配置施設 24 か所

施設の小規模化、小規模住居型児童養護施設（ファミリーホーム）と家庭的養育の推進**【概要】**

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設における生活単位を小規模化した小規模グループケアでの養育の実施、児童養護施設の本体施設から離れた戸建ての民間住宅を活用した地域小規模児童養護施設での養育の実施、養育里親経験者等経験が豊富な養育者が家庭に子どもを迎え入れて育てる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を実施し、家庭的養育の推進を図っています。

【実績（令和5年度）】

小規模グループケア実施施設 15 施設 54 か所
 地域小規模児童養護施設 20 か所
 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 11 か所

（3）里親委託推進・支援**里親専任職員の配置****【概要】**

里親制度の普及啓発や里親研修を行うとともに、中央・西部・東部の各児童相談所に家庭復帰・里親支援担当主査、里親専任児童福祉司及び里親等委託調整員を配置しています。また、中央児童相談所に里親へ研修やトレーニングを実施する里親トレーナーを配置しています。

里親支援専門相談員の配置**【概要】**

入所児童の里親委託を児童相談所及び施設と連携して推進するとともに、里親に委託された児童と里親家庭へのアフターケアを行っています。

【実績（令和5年度）】

里親支援専門相談員配置施設 9 か所

里親養育包括支援機関モデル事業**【概要】**

里親希望者の面接や社会調査、里親と子どものマッチング、里親への訪問支援等に至るまでの一貫した里親養育支援を行うため、令和3年10月より里親養育包括支援機関モデル事業を開始し、令和6年度より本格実施しています。また、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、里親委託措置解除後における支援を含めて包括的に里親支援を行う施設となる里親支援センターの設置を予定しています。

里親制度普及事業

【概要】

里親制度説明会や里親の体験談を聞く会、里親希望者向けサロンの開催等、里親制度の普及・促進の取組みを実施しています。

(4) 家庭復帰に向けた支援

家庭復帰支援事業

【概要】

被虐待等の児童で親子の分離が行われ、児童養護施設等に入所しているケースについて、家庭復帰・親子再統合を目的とした各種プログラムを活用して保護者指導を行うことにより、積極的な家庭復帰と在宅支援を推進しています。

【実績（令和5年度）】

家庭復帰 38人

児童養護施設等における保護者支援機能の強化

【概要】

虐待等の家庭環境上の理由により、児童養護施設等に入所している児童や保護者等に対し、児童相談所等と連携して、親子関係の再構築や家庭復帰支援、児童の退所後のアフターケアを含めた総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員について、2人目を段階的に配置しています。

【実績（令和5年度）】

家庭支援専門相談員増員施設 3か所

(5) 再発防止に向けた支援

児童虐待再発防止のための保護者支援事業

【概要】

児童相談所が継続的に指導する家族等の中で、特に児童虐待の再発防止に向けた支援が必要であり、かつ本事業による援助に同意する保護者を対象に、児童相談所長が依頼した保護者支援プログラムに精通した講師による援助を行っています。

【実績（令和5年度）】

実施件数 39件

(参考)

名古屋市児童を虐待から守る条例（平成25年名古屋市条例第26号）

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。

- 2 児童を虐待から守るに当たっては、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。
- 3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
- 5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。

(虐待の予防)

第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。

2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、女性相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

(地域の相談支援拠点)

第10条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。

(情報の共有)

第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に対し、虐待を受けた児童(虐待を受けたと思われる児童を含む。以下本条及び第13条において同じ。)を発見した者から通告又は虐待に係る相談があった場合には、その旨の情報を児童相談所及び福祉事務所において適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に業務上関係のある市の機関の長は、虐待を受けた児童に係る情報について、児童相談所長(児童相談所の長をいう。以下同

じ。)及び福祉事務所長(福祉事務所の長をいう。以下同じ。)との適切な共有に努めるものとする。

- 3 市は、虐待を受けた児童に係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。
- 4 市は、児童の安全の確保のために必要があると認めるときは、虐待を受けた児童に係る情報について、関係機関等と共有することができる。

(虐待の防止等のための個人情報提供)

第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止並びに虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のため必要があると認めるときは、当該虐待に係る児童又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)

- 第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。
- 2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。)の必要性を最大限考慮しなければならない。
 - 3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。
 - 4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。
 - 5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。
 - 6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
 - 7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。

(臨検、捜索等の必要性の判断)

第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、捜索等を行うものとする。

(福祉事務所が通告を受けた場合の措置)

第15条 福祉事務所が法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための

措置を講ずるとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。

(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援)

第16条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(虐待を受けた児童への教育支援)

第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

(里親等への援助)

第18条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「里親等」という。)に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。

3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待防止推進月間)

第20条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組の理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。

(財政上の措置)

第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年名古屋市条例第22号）

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（令和2年名古屋市条例第22号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年名古屋市条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年10月23日
資料9

<報告事項3>

「名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」
活動報告書」について

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の令和5年度活動報告書の概要

1 報告書の位置付け

この報告は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例第19条に基づき、毎年活動状況について報告・公表するものです。

2 主な内容

<相談の状況等>

- 初回相談件数は418件（前年比9%減）、延べ対応件数は2,922件（前年比41%増）
- 初回相談のうち主訴別件数の多い順は、
全 体①「教職員の対応」②「対人関係」③「家族関係」
子ども①「対人関係」②「性の悩み」③「家族関係」
大 人①「教職員の対応」②「子育ての悩み」③「いじめ」
- 高校生からの「出席認定に関するルール」や「学校施設の安全確保」に関する申立てに基づき調査、調整を行った結果、令和5年度に権利侵害の状況が解消されたため終了等したケースを掲載するとともに、相談から見えてきた課題として、「教員による不適切と思われる指導」「特別支援教育」「教員不足問題」について、相談の実情等を掲載

<子どもの権利に関する普及啓発>

- 機関紙「なごもっか通信」や携帯用カードを幅広く配布した他、子ども向けウェブサイトを新たに開設
- 関係機関等からの依頼に基づき、子どもの権利擁護委員が講師として、子どもの権利に関する研修等を実施（52件）



マスコットキャラクター
「なごもん」

※（参考）名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について

（1）趣旨

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する第三者機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を設置（根拠規程：名古屋市子どもの権利擁護委員条例）

なお、子どもの権利相談室「なごもっか」は、擁護委員の活動を補助するための相談室として、令和2年1月14日に開設

（2）相談受付方法

- ・電話 子ども用 0120-874-994（はなしきくよ）
大人用 052-211-8640
- ・FAX、手紙
- ・面談（初めて相談する子どもに限りLINEからの面談予約が可能）

（3）相談できる曜日と時間（相談受付は、閉所時間の30分前まで）

- 月曜日：午前11時～午後7時
- 火・木・金曜日：午前11時～午後9時
- 土曜日：午前11時～午後5時

（4）所在地

名古屋市東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル6階

（5）体制（令和6年7月1日現在）

- ・子どもの権利擁護委員 5名（学識経験者、弁護士）
- ・調査相談員 15名（社会福祉士、公認心理師等）
- ・専門調査員 7名（学識経験者、弁護士）
- ・子どもの権利擁護機関参与 1名（学識経験者）
- ・事務局 3名（子ども未来企画課分室）

令和6年10月23日
資料10

<報告事項4>

放課後児童クラブの利用状況について

放課後児童クラブの利用状況について

1 放課後児童クラブの利用児童数及び待機児童数

放課後児童クラブ（トワイライトルーム、留守家庭児童育成会（以下「学童保育所」という。）、児童館留守家庭児童クラブ（※））の利用状況は別紙1のとおりとなりました。

また、国の調査日（令和6年5月1日）時点において、利用できなかった児童数（待機児童数。別紙1及び別紙2）は、34人（対前年比12人減）となりました。

※各事業の概要は別紙3

2 令和6年度における待機児童対策

令和4年度に策定した「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」に基づき、受入可能人数の拡充を図っていきます。

- (1) トワイライトスクールからトワイライトルームへの移行
- (2) 学童保育所の分割や定員増加に向けた支援

学童保育所に対しては、より多くの児童が受け入れられるよう、民家等を学童保育所仕様に改修するための費用等を助成し、より広い場所への移転や実施か所数の増加を支援してまいります。

また、本市が設置している専用室については、より面積の広い専用室への建替を実施してまいります。

(別紙1)

令和6年度放課後児童クラブの利用状況(※1)

(単位:人)

区 分	放課後児童クラブ			合 計
	トワイライト ルーム	学童保育所	児童館 留守家庭 児童クラブ	
A 利用申込児童数 〔4月1日現在〕	2,929 (303)	6,653 (241)	249 (25)	9,831 (569)
B 利用児童数 〔4月1日現在〕	2,929 (303)	6,593 (245)	220 (16)	9,742 (564)
C 未利用児童数 〔C=A-B〕	0 (0)	60 (△4)	29 (9)	89 (5)
調査日までに利用可 能となったもしくは 申込を取り下げた児 童数(※2)	0	39	6	45
	(0)	(19)	(1)	(20)
調査日においても利 用希望が継続してい る児童数	0	21	23	44
	(0)	(△23)	(8)	(△15)
国の調査要領に基 づく除外児童数 (※3)	0	6	4	10
	(0)	(△7)	(4)	(△3)
待機児童数	0	15	19	34
	(0)	(△16)	(4)	(△12)

※1 下段()内は令和5年度からの増減。

※2 太枠内は、令和6年5月1日時点の児童数。

※3 他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなどにより待機している児童。

(別紙2)

令和6年度待機児童数の状況

(単位：人)

区 分	令和6年5月1日							令和5年 5月1日 (B)	差 (A)-(B)
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計(A)		
千種区	0	0	0	0	0	0	0	2	△2
東区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	0	0	0	0	2	△2
西区	4	0	0	1	1	0	6	10	△4
中村区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和区	1	1	0	1	1	0	4	15	△11
瑞穂区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中川区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港区	2	0	0	0	0	0	2	0	2
南区	3	0	0	0	0	0	3	0	3
守山区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緑区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名東区	8	6	5	0	0	0	19	17	2
天白区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	18	7	5	2	2	0	34	46	△12

1 放課後児童クラブについて

【トワイライトルーム】

小学校施設を活用して実施しているトワイライトスクールの内容に加え、就労等で子育てへの援助を希望する家庭の子どもについて、その生活面でのサポート等を行う子ども指導員を配置する等、より生活に配慮した取り組みを行います。午後5時を超えて利用する場合は、一定の利用料（おやつ代を含む）が必要になります。

<開設時間>

月～金曜日の授業終了後から午後7時まで（長期休業中は午前8時から実施）
土曜日は午前9時から午後6時まで実施

【留守家庭児童育成会（学童保育所）・児童館留守家庭児童クラブ】

保護者が就労等により昼間、家庭にいない子どもについて、その健全な育成を図るため、授業終了後等に適切な遊びと生活の場を提供します。開設時間や利用料（おやつ代等を含む）は、留守家庭児童育成会によって異なります。

<開設時間>

多くの留守家庭児童育成会では月～金曜日の授業終了後から午後7時頃まで（留守家庭児童育成会により異なります。土曜日と長期休業中は、午前から実施）
児童館留守家庭児童クラブは、月～土曜日の午後1時から午後6時まで（長期休業中は午前から実施）

2 放課後児童クラブにおける申込み方法等

利用者の募集や申込受付等は各放課後児童クラブで行っており、保育所のように区役所において利用調整は行っておりません。

また、放課後児童クラブを利用する児童は、小学校下校後に直接利用するケースが多く、一般的には学区内もしくは隣接している学区の放課後児童クラブを利用しており、児童が通える範囲に存在する放課後児童クラブが限られています。